

一般社団法人 埼玉私保連



広報

No.155
R5.11月発行

県面談が行われました。



要望書提出
子どもの人権を守る保育を考える
駅頭署名活動レポート

Saitamaken Siritu Hoikuen Renmei

子どもの人権を守る保育を考える

日時 令和5年6月29日(木)

13:30~16:00

講師 木附 千晶氏

木附先生は、こどもの権利条約の本質をとらえ、条約をどのようにに日常に活かしているか、というテーマを研究しておられ、保育通信にも連載されています。また臨床心理士、公認心理師として活躍されています。

先生はまず冒頭に、『こどもの権利条約は、大事なものだ』と知っているけれど、自分たちの日常生活の中や日々の保育とはかけ離れているものなのか、日本から遠く離れたところで起きている戦争や飢餓に苦しむこどものためにあると思う。でも、何か特殊な事情の中にあるこどもを救うというものではなくて、世界中あらゆるこどもが、ひとりひとり輝きながら生きていくために、それを保障するために、どういうふうにしていけばよい

かが書かれている』と説明されました。そしてこの研修の中で、日々皆さんがやっている保育が権利条約そのものなんだということをお分かってほしいと話されました。

今回はオンラインでの研修でしたが、先生が参加者に質問をされ、参加者がそれに対して答えるというやりとりをしながら進んでいきました。その中で先生が言われた「日々の保育が権利条約そのもの」の意味が分かり、今までとこれからの保育に自信をもつことができたように思います。

□講演では先生から次の様な質問が投げ掛けられました。

- ① 不適切保育の問題とこどもの権利を守るということがあるのか
- ② こどもの権利と大人の権利は同じなのか
- ③ こどもの権利、人権はどうして必要なのか

- ④ そもそも権利って何か
- ⑤ こどもが愛されるということはどういうことなのか

⑥ 普段こどもにどういうふうに愛情を示しているか
これらの質問に対して話し合った内容についてお伝えします。

□まずこどもの権利の本質についてですが、

こども家庭庁が設置されてきた「こども基本法」第1条目的には、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」とあり、基本理念には「基本的人権が、個人として尊重され、保障され」とともに「とあります。また児童福祉法には「こどもの権利に関する条約の精神にのっとり」と記載されています。どれにも、こどもの権利条約のエッセンスが入っています。

では、こどもの基本的人権をどうやって保障するのか、こどもの権利条約の精神をどう考えていくのか。

『こどもの権利条約の精神が確認されないまま法律を作っても、大人がこどもを支配する道具をつくってしまう事態になりかねない。こどもに押し付けてしまう危険をはらんでしまう。それが本当にこどもの権利を守る

ることになるのか。』と質問されました。

□そもそも権利とは何か、大人とこどもの権利の違いは何なのでしょう。

大人は理性的で、自らの人生に関わることを自分で決めること(自己決定)ができる一人前の人間だが、こどもは、自己決定する能力をもっていない。こうしたいと思っても実現できない一人前の人間となる発達途上にある。こどもは、自分を大事にしてくれる、愛してくれる大人との関係をつくることで色々なことを解決することができるとのことでした。

□では愛されるとはどういうことかとというと、

特定の養育者とこどもとの相互作用に基づく情緒的な結びつきである。

相互作用とは、泣く↓抱き上げる↓うれしくなる↓笑う↓笑いかえす この繰り返しを同じ人が安定的にやってくれることである。

通常ならば、こどもはそういう関係性をつくる力を持っている(アタッチメント行動といわれ

る)。人間は哺乳類で、自分ひとりでは生きていけない存在として生まれてきて、いつも守ってくれる人を必要とするからである。それが他者とながる原点となっている。

きちんと愛着関係が持てたことも、その後の人格形成が非常によいものになる。

一旦壊れてしまった愛着関係があったとしても、もう一度いい関係があればつくり直していけるとおっしゃっていました。

□愛着理論とは何かというと、

自分が不快なときには救ってくれる、そのことで自分を助けてくれるということを学んでいく。自分は愛される存在であることを知っていく。助けを求めたら、自分を助けてくれるという世界に生きていることを知る、基本的信頼感をもつこと。

不快を取り除いた自分は、大事な存在、愛される存在だと認識できる。それが、自己肯定感につながるっていくことである。

愛着理論で、健全な愛着形成をもたらす環境というのは、子どもに安心安全な環境をもたらすということだといわれている。それを続けてくれる養育者が自分の心の中に内在化されていく

と、心の安全基地ができていく。そして探索行動が出てくる。しかし、いつも安全基地に抱かれ、こどもの困難を除去するという考えはだめで、危険な目にあうけれども、また戻るところがある。そこでまたエネルギーを充電して、守られて、安心して、充分に休んでまたでていく。その繰り返しが重要なのだそうです。

□愛着理論をどのようにこどもの権利条約に読み込むかですが、

12条「自己の意見を形成する能力のある児童が、その児童に影響を及ぼすすべての事項について、自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」このことを乳幼児として考えるのと、こどもが泣く、不快をつたえる、大人は何を求めているのか、分かって応答してあげないということである。

こどもの側が愛着対象の大人に泣いたりくっついたり、自由に表明している。自分が大変な状況ということを自由に表明している。大人はこどもの起きて

いる大変なことを解決してあげなければならぬ。解決するために、具体的な行動をとる。こどもは自分で解決できないけれど、大人の力を借りながら、自分に起きた問題を解決する。

このように12条を解釈することによって、こどもが今ここで自分が幸に生きることが実現できるということになる。そして、前文にある「愛情及び理解ある雰囲気の家環境」をこども自身がつくることができることになるということでした。

□以上のことから、こどもの権利条約のポイントは、

こどもの成長発達を保障するような愛情、理解ある家庭環境をつくること。それが、個人の努力や家庭の中ではできない時は、行政や国が保障するために努力しなければならない。さまざまな支援が必要なこどもには、プラスの配慮をする。

こどもが成長発達するために、きちんと愛される環境をつくること。それが、大人側の都合でつぶされないようにすることということでした。

□最後に

権利条約を守ることができて

いれば、不適切保育の問題も解決できる。何がこどもにとって大事なのか、何がこどもに寄り添うことなのかと考える必要はそんなになくて、こどもが自分から自分の成長発達のペースとなる関係性をつくろうと思つて、色々なものを意見表明として出す、こどもが思いや願いを大人に出す、それをきちんと受け止めて抱きしめてあげる。そして不安を解消できるように対策をとってあげる。そういうことを繰り返していくことが大事だということです。

(研修部)



2023年夏秋

予算対策活動報告

●全国署名行動

全国私立保育園連盟「子どものよりよい育ちと子育て支援の充実、保育園や認定子どもの園の保育をよりよくするための要



望」について、9月30日の大宮駅頭署名行動では、36名の会員皆さんが風船を片手にエプロン姿でリレートークや対面で訴えながら、216筆の署名をいた



だきました。

埼玉私保連の集計数は署名が14、268名分、カンパ金が764、316円となりました。全国集計816、172名分が10月24日の全国私保連予算対策会議で参議院議員に手交されました。

カンパ金のうち400、000円を全私保納入金といたしました。

尚、10月24日には全国私保連の要望書、及び、埼玉私保連の「令和6年度保育園関係予算要望書」について、埼玉県選出参議院6名に予対請願陳情行動を行ってまいりました。

各会員園においても署名活動には困難な状況下でありながら、皆様のご協力ありがとうございました。

●県予算要望行動

7月26日 埼玉私保連「令和6年度 保育園関係予算 要望書」を提出

埼玉県少子政策課に対面にて要望趣旨説明のうえ、提出しました。県の障害児保育対策事業について、診断書があっても「疑い」などでは認められなくなっ



た件では、『要件を変えたわけではなく、一部自治体の認識違いのため、あらためて全県に要件通知をした』と課長説明がありました。所長会議を復活するなど、施設への説明を強く求めました。

9月14日・15日・25日 県議会各党派へ陳情

共産党、公明党、無所属改革の会、自民党の各党派には対面にて面談時間を賜り、主に保育士配置基準の抜本的改善、職員処遇改善、県単補助事業（障害児保育）についての要望事項について陳情してきました。議員

と対面は出来なかった他党派にも議員団事務室に要望書を提出のみしてきました。

9月27日 県要望についての緊急アンケート

県単補助事業「安心・元氣！保育サービス支援事業」における『障害児保育事業』について、要件が厳しくなった事例を受けて、会員園に実態調査を行いまとめた。集団活動では困難さを抱える子ども、丁寧な寄り添い特段の配慮や対応が必要な子どもが増えている中、認定がされていなくとも保育者が加配されている、また人手不足で配置した

くてもできない、補助金を付けてほしい、加配を付けてほしい等々、緊急・短期間にも拘わらず多くの会員園から障害児保育の厳しい現状や切実な要望の声が多く寄せられました。

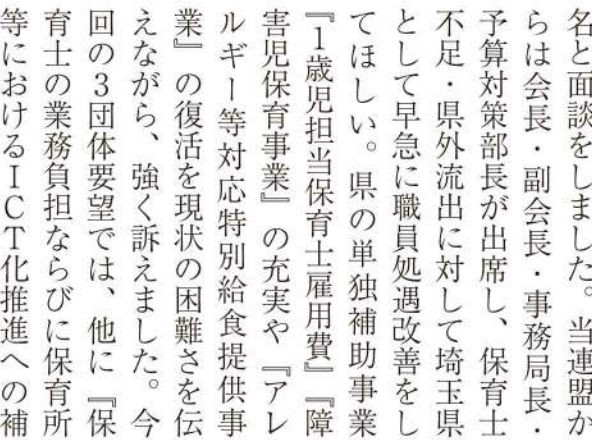
●埼玉県保育3団体 予算要望

10月18日「令和6年度 保育3団体予算要望」について県面談

埼玉県保育協議会・埼玉県私立保育園連盟・埼玉県日本保育協会の埼玉県保育3団体において、合同会議を重ねとりまとめたきた3団体共通の予算要望について、3団体の各団体の代表者と少子政策課の課長はじめ6名と面談をしました。当連盟からは会長・副会長・事務局長・予算対策部長が出席し、保育士不足・県外流出に対して埼玉県として早急に職員処遇改善をしてほしい。県の単独補助事業『1歳児担当保育士雇用費』『障害児保育事業』の充実や『アレルギー』等対応特別給食提供事業の復活を現状の困難さを伝えながら、強く訴えました。今回の3団体要望では、他に『保育士の業務負担ならびに保育所等におけるICT化推進への補

助』『全ての子ども保育料の無償化』『物価高騰に耐えうる経営基盤の強化に向けた財政支援の拡充』を要望しています。要望書に関して文書回答を求めています。『対面回答のみ』『予算決定は2月定例会のため回答不可』との課長説明がありました。「文書回答もなければ、団体を代表して出席している者から全県の会員園へどのように伝えたらよいのか大変困っている。あらためて年度末または年度初めに県主催で実施されていた所長会議を復活して、県として説明責任を果たしてほしい。」と強く訴えてきました。

（予対部）



駅頭署名活動リポート

2023年9月30日

広報部

新型コロナ禍も過ぎ、世の中に「〇年ぶりに」、「待ちわびた〇〇」といった言葉があふれ出しました。そんな中、埼玉私保連も長く開催できずにいた街頭署名活動を4年ぶりに、聖地とも言える大宮駅西口で実施しました。

買い物に向かう若者、着飾った中高年、ベビーカーを押すお母さん、仕事途中のサラリーマン、楽し気な中高生の一団…、土曜日午後の都会駅は行きかう人々で賑わいを見せていました。当日参加の36名の役員会員が、その人混みに署名を呼び掛ける保護者、学生、高齢者…、多

くの方が足を止め熱心に話を聞いてくれ、署名への協力もしてくれました。同時にマイクを持ち保育の現状を訴えるなど参加者全員が保育・子ども達のために尽力している姿には感動すら覚えました。埼玉私保連のこうした献身的な活動が貧困な日本の保育制度を変えることができるか。乞うご期待。皆さまのご支援ご協力これからもよろしくお願いいたします!!

当日の活動風景をスナップ写真でまとめてみました。なお集計結果や署名手交については本号別記事をご覧ください。

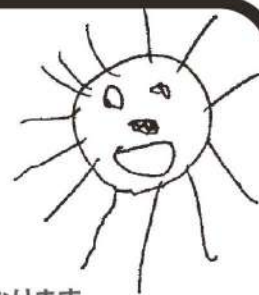




事務局 (一社)埼玉県私立保育園連盟
〒363-0015 桶川市南2-7-13 桶川中央マンション2F
TEL 048(772)8623 FAX 048(772)8635



園および園児をさまざまな リスクからサポートします



園経営には、さまざまなリスクが伴います。

公益社団法人全国私立保育園連盟指定代理店である(有)ゼンポでは、
園経営はもちろんのこと、園児をとりまくリスクに関する各種保険を取り扱っております。

ほいくのほけん

「園賠償責任保険」

「園児団体傷害保険（学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険）」

「特別保育事業賠償責任保険」など、

園経営におけるリスクに関する保険をラインナップ

しています。また、それらを総合的に補償する

セットプランもご用意しております。

やくいんのほけん

社会福祉法人の役員の業務遂行に関する賠償リスクを補償します。



上記以外にも、「学童保育」などの、保険を取り扱っております。ご照会は、下記連絡先どうぞ。

このご案内は施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険・会社役員賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は本保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である公益社団法人全国私立保育園連盟にお渡しする保険約款によりますが、ご不明点がありましたら、取扱代理店または保険会社までお問い合わせください。また、ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

（引受保険会社）東京海上日動火災保険株式会社 担当課：公務第二部 文教公務室 TEL:03-3515-4134

連絡先



公益社団法人全国私立保育園連盟指定／東京海上日動火災保険株式会社代理店

有限会社ゼンポ

TEL **03-3865-3881**

FAX 03-3865-2806

〒111-0051 東京都台東区蔵前4-11-10全国保育会館4階

子どもの育ちが見えれば、明日の保育がもっと豊かに！

全国私立保育園連盟推奨（総代理店）

導入費用
無料

きっずノート

「きっずノート」は、文字だけでは伝えきれない園での豊かな活動、子どもたちが自ら学び・育つ姿を「見える化」するアプリです。

保育者の
業務
省力化

子どもの
学び・育ちの
見える化

緊急時の
連絡手段

正式利用お申込みの全施設

最大 9 カ月

利用料無料！

契約更新後も料金そのまま！

年間一括利用料6万円

利用しやすい価格に
なりました！

ひと月
あたり **5,000 円** (税別)

※ただし、事業者利用規約の定めにより、将来において利用料金が変更になる可能性がございます。

詳しくはお問い合わせください。

<担当者：菅沼、太田>